

第5章 計画の推進体制等

1 計画の推進体制

本計画は、本市の子ども・若者育成施策を総合的・計画的に推進するための基本計画であり、計画には福祉、教育、保健、労働、環境、市民参画など様々な分野・領域を含んでいます。全庁的に取り組むために、子ども・若者関連事業実施部の各課へ、各種施策・事業の実施状況の把握や部局間相互の調整を行い、子ども・若者施策の総合的な取り組みを推進していきます。

課題の検証等については、那覇市青少年問題協議会に本計画の進捗状況を定期的に報告し、意見等を聴取します。また、国の動向を踏まえながら、本市の関連計画との整合性や効果的な施策の実施、及び点検と見直しを図ります。

2 計画の進捗管理

本計画は、終期を令和8年度末としており、基本目標ごとに抽出した一部の事業の実施状況の検証を毎年度行います。この結果を「那覇市青少年問題協議会」に報告することで、本計画における基本施策の進捗状況を客観的に検証します。

なお、子ども・若者に関する施策や事業の多くは、その効果が数値としてすぐにはあらわれるものでなく、長期的な視点に立つことが大切です。各種事業を通して子ども・若者育成施策の効果を図るとともに、子ども・若者を取り巻く社会状況の変化に応じた計画の見直しを行っていきます。